

昭和 38.5.11	制 定
昭和 46.4.1	一部改正
昭和 49.5.25	一部改正
昭和 52.5.21	一部改正
昭和 54.5.26	一部改正
昭和 61.5.17	一部改正
平成元年 5.13	一部改正
平成 17.4.1	一部改正
平成 19.4.1	一部改正
平成 25.4.1	一部改正
令和 02.4.1	一部改正

大阪府立東住吉総合高等学校PTA規約

第 1 条 (名 称) 本会は、大阪府立東住吉総合高等学校PTAと呼び、事務局を本校に置く。

第 2 条 (目 的) 本会の目的は、会員相互の密接な協力により、学校・家庭・社会との関係を緊密にし、それぞれの向上を図り、環境を整備して生徒の福祉を増進するためにある。

第 3 条 (方 針) 本会は、前条の目的を達成するために、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の支配干渉を受けず、また、学校管理や教職員の人事にも干渉しない。

第 4 条 (会 員) 本会の会員は、大阪府立東住吉総合高等学校に在籍する生徒の両親または保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。

第 5 条 (会 計) 本会の経費は、会費・事業収入・篤志家の寄付で支弁する。会費は、生徒1人につき年額 3,600 円とし、会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 条 (役 員) 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 2～3名
3. 書 記 1～3名
4. 会 計 1～3名

いずれも会員中から選出し、5月PTA総会より就任するものとする。任期は1カ年を原則とし、留任を妨げない。

第 7 条 (任 期) 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統理する。また、必要に応じて役員会・各委員会を招集し、かつ、すべての集会の報告を受ける。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
3. 書記は、すべての会の議事および活動状況を記録するとともに、一切の庶務をつかさどる。
4. 会計は、本会に関する会計を正確に行い、総会において決算報告をする。

第 8 条 (顧 問) 会長は、離任後、会員の資格を失うとき顧問として、会の運営について助言することができる。ただし、議決権はもたない。

第 9 条 (総 会) 総会は、本会最高の決議機関で、年度初めに前年度決算の承認およびその年度の予算の審議を行うほか、役員選挙およびその他必要な事項を審議する。会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

総会は、委任状を含め、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者総数の多数決による。

第10条（委員会） 本会の目的を達成するために、次の委員会を置く。

1. 実行委員会

役員、会計監査委員、学年委員長、学年副委員長、会長が委嘱した若干名の常任委員、校長等で構成し、本会の企業運営について協議する。

また、実行委員会は、会長の命により随時各種の専門委員会を構成して、その研究企画にあたる。

2. 会計監査委員会

候補者指名委員会の推薦に基づき3名の委員を選出し、互選により委員長を決める。会計監査委員は、年2回会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

3. 学級委員会

会長は、各学級の両親または保護者から2～3名の委員を委嘱し、1名は学級委員長、1名は副委員長とする。また、学年別に学級委員長からそれぞれの学年委員長1名、学年副委員長3名を会長が委嘱する。学級委員は、本会の目的を推進しつつ学級の教育向上について担任先生と協力する。

第11条（特別会計） 本会が行う特別の事業または本会と学校が共催する記念事業に充てるために特別会計を設け、一般会計から一定額を支出することができる。特別会計の運用については、実行委員会の審議を必要とする。

第12条 慶弔費および転退職に関する規定は、別表による。

第13条（規約改正） この規約は、総会において3分の2以上の賛成があれば改正することができる。ただし、変更すべきことがら、総会前に全会員に連絡する。